

岩手県告示第247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 一関市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 一関都市計画道路事業3・4・31号 駅東前堀線
 - (2) 一関都市計画道路事業3・4・6号 中央町南谷起線
 - (3) 一関都市計画道路事業3・5・19号 五十人町日照線
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間 平成18年7月18日から平成23年9月30日まで